

# 東総地区広域市町村圏事務組合自動車管理規程

昭和 46 年 10 月 13 日

訓 令 第 3 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、東総地区広域市町村圏事務組合の車両の使用基準、手続きなどの管理および業務上の事故等に関する損害負担について定め運転の安全と車両の保全、使用の取扱いの円滑を期し交通事故防止を図ることを目的とする。

### (車両の意義)

第 2 条 この規程における車両とは、東総地区広域市町村圏事務組合が所有する自動車をいう。

### (保管および責任)

第 3 条 管理者は業務上の必要に応じ車両を配属し、使用取扱いおよび保全の責任を事務局長に移管する。

### (使用基準)

第 4 条 車両の使用は業務上に限るものとする。

### (車両管理責任者)

第 5 条 車両に管理責任者を定め車両の使用取扱いと保全を管理するものとする。

### (運転および整備取扱担当者)

第 6 条 車両管理責任者の指示により、車両の運転、整備などの取扱担当者を定め車両ごとの担当責任を明確にする。

### (整備点検)

第 7 条 取扱担当者は始業前に車両を整備点検しなければならない。

### (修理手続)

第 8 条 車両の整備について補修の箇所を発見したとき及び事故破損などにより車両を修理する必要があるときはすみやかに管理責任者に報告し、その指示に従い所定の修理手続を行うものとする。

(格納)

第9条 取扱担当者は終業点検後、車両を所定の車庫に格納し、車鍵を管理責任者に返納するものとする。

(交通違反の取扱い)

第10条 交通違反による料料および罰金は全額本人負担とする。

(交通事故の取扱いおよび損害負担)

第11条 交通事故による補償および修理費用又は対人関係、対物関係とも原則として全額東総地区広域市町村圏事務組合の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず運転者において違反の運転及び故意又は過失がありと認められる場合は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2に規定する賠償責任を免れることはできない。

附 則

この規程は、公示の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。